

社長以下重役會合の席上に於て従業員側代表と會見右要求書に依り交渉、會社側は第二條の給料増額を拒絶し主要な點に於て容易に繼らなかつたが、接衝數刻遂に午後十一時に至り會社側の譲歩に依り左の條件を以つて解決した。

十一、解決狀況

1、解決條項

第一條 容認

第二條 標準賃金以下の者五十二名に對し一人當平均日額五錢を増額すること

第三條 容認

第四條 容認

2、解決後の實施狀況

a、七月一日發表したる改正社則（即日實施）の要點

一、停年制の新設

下級従業員の昇進の途を斷すべく新に停年制を設け社員滿五十五年、雇傭人五十年とせり。

二、退職手當の増額（雇傭員に對し）

在職三ヶ年以上にして退職又は死亡したる者に對し在職一ヶ年に付

従來、雇員は社員の四分の三、傭員は社員の二分の一なりしを、

改正は、雇員は社員の八割、傭員は社員の六割とせり因に社員は

三ヶ年以上五ヶ年未満、在職一ヶ年に付退職の日より遡り年三ヶ年間に於ける平均給料月額の一ヶ月分。

五ヶ年以上十ヶ年未満、同一ヶ月半分